

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について（お願い）

厚生労働省より公布されました政令において、マイナンバーカードと健康保険証の一体化における健康保険証の廃止日は令和6年12月2日と定められました。

このことから、12月2日以降は現行の健康保険証は新規発行を終了し、マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードをいう。以下同じ。）を基本とする仕組みに移行することとされています。マイナ保険証は医療DXの基盤として、デジタル社会における質の高い医療の実現に向けて更なる利用促進を図ることが喫緊の課題となっております。

つきましては、健康保険証廃止日等を記載したリーフレットを添付いたしましたのでご活用いただき、現行の健康保険証の廃止を見据え、事業主様からも加入者の皆様へ**保険証の利用登録およびマイナ保険証の利用促進**についてご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、健康保険証廃止日前後の対応等につきましては詳細が分かり次第お知らせいたします。